

提出書類名	備考／注意
7 奨学金の用途がわかる資料のコピー	<p>◆令和6年4月時点で中学3年生以下の方 学習塾の授業料、通信教育の受講費および学習内容がわかる書類のコピーを提出してください。(受講予定の方も同様) ※通塾交通費、ピアノ・英会話などの習い事は認めません。</p> <p>◆令和6年4月時点で高校1年生以上の方 学校の施設負担金、制服代、教科書代等が確認できる書類のコピーを提出してください。 ※通学交通費、部活動費、旅行の積立などは認めません。 ※原本不可。返却できません。</p>
8 申込人の納税証明書 ※未納や滞納がないことの証明	<p>お住いの市区町村で取得してください。 住民税や固定資産税、軽自動車税等すべてに未納がないことが証明できる書類を取得してください。住民税だけ等一部の証明では認めません。 ※ 非課税世帯でも空白や*(アスリク)となっている場合は認めません。0円であることが確認できる書類を取得してください。 ※ 納税証明書が発行されない市区町村では、「未納のない証明」や「滞納のない証明」を取得してください。 ※ 「未納のない証明」や「滞納のない証明」も取得できない場合は、健康保険料を納めた証明として令和5年度の領収証のコピーを提出してください。 ※ 上記証明書の発行の有無について在住の市区町村に確認する場合があります。</p>

※書類を提出する前に必ずお読みください。

- ・ 審査の結果不採用となる場合があります。予めご了承ください。
- ・ 提出書類の不足や記入漏れがある場合、書類不備として受け付けできません。
- ・ 申込対象とするのは、締切日までに当財団に届いた書類のみです。これ以降に届いた書類は受け付けませんので開封せず返却いたします。
- ・ 黒のボールペンで記入してください。修正液・鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。

4 奨学生の決定

時期	内容
6月下旬	奨学生選考委員会による審査
7月中旬	審査結果の通知

5 奨学金の振込みについて

奨学生の採用が決定しましたら、お振込口座をご連絡いただき、決定した奨学金を年4回に分け、3か月分ずつ給付します。

対象月	給付月	備考
4～6月分	4月	新規採用者は、7月に4～9月分を給付
7～9月分	7月	
10～12月分	10月	
1～3月分	1月	